

令和7年3月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

第 15 号	長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会設置条例	・・・	1
第 16 号	長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	・・・	2
第 17 号	長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	・・・	3
第 18 号	長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	・・・	4
第 19 号	長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	・・・	12
第 20 号	長門市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	・・・	13
第 21 号	長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例	・・・	15
第 22 号	長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例	・・・	16
第 23 号	長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・	17
第 24 号	長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・	18
第 25 号	長門市立学校条例の一部を改正する条例	・・・	19
第 26 号	長門市水道給水条例の一部を改正する条例	・・・	20
第 27 号	長門市消防機関設置条例の一部を改正する条例	・・・	21
第 28 号	長門市草地条例を廃止する条例	・・・	22
第 29 号	市道路線の廃止について	・・・	23
第 30 号	山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について	・・・	24
第 31 号から第 34 号まで	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・	29
第 35 号	長門市教育委員会教育長の任命について	・・・	31
第 36 号	長門市教育委員会委員の任命について	・・・	32

長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会設置条例

1 趣旨

少子化により本市小中学校の小規模化が進んでいる状況を受け、子どもたちの教育環境を将来にわたり保障するため、市内小中学校の今後のあり方及び適正規模・適正配置について、学識経験者や保護者、地域住民等から広く意見を聴取し、議論することを目的とした「適正規模・適正配置審議会」を設置するため、必要な事項を定めるもの。

2 概要

(1) 設置（第 1 条関係）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、教育委員会の「附属機関」として審議会を設置する。

(2) 所掌事務（第 2 条関係）

審議会は、教育委員会の諮問に応じ、以下の事項について、調査審議し、答申する。

- ① 小中学校のあり方にかかる基本方針に関すること。
- ② ①の方針に基づく小中学校の適正規模及び適正配置に関すること。
- ③ その他、教育委員会が必要と認める事項

(3) 審議会の組織等（第 3 条から第 7 条関係）

- ・委員 15 名以内で組織する。
 - ① 学識経験を有する者（1～2 名）
 - ② 未就学児又は小中学校の児童若しくは生徒の保護者を代表する者（4～5 名）
 - ③ 小中学校の教職員を代表する者（2 名）
 - ④ 自治会その他地域住民の組織を代表する者（3～4 名）
 - ⑤ その他教育委員会が必要と認める者（若干名）
- ・任期は答申の日までとする。
令和 8 年 12 月を予定
- ・審議会には会長及び副会長を置き、会長が会議を招集する。

(4) 庶務等（第 8 条から第 9 条関係）

教育委員会事務局を所管とし、審議会の運営事項に関し、必要な事項は教育委員会が別に定める。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行に伴い児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）が改正され、児童手当の特例給付が廃止されたが、児童手当関係情報については、過去に遡って情報照会を行うことがあるため、特例給付の廃止後も引き続き情報照会が行えるよう、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

別表第 2 の 1 の項中「特例給付」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 12 条の規定による改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付」に改める。

3 施行期日

公布の日

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

長門市障害者自立支援協議会委員の報酬及び費用弁償は、これまで長門市報酬及び費用弁償条例別表中その他の非常勤職員を準用してきたが、同協議会は本市の附属機関に該当することから、同表に掲げる他の附属機関委員との整合を図るため、所要の改正を行うもの。

また、保育園嘱託医報酬等について、学校医等の報酬額との均衡を図るため、所要の改正を行うもの。

加えて、長門市地域交流プラザ条例制定に伴い、交流プラザ運営協議会委員の報酬及び費用弁償を定めるため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

別表（第 2 条、第 5 条関係）を次のように改正する。

(1) 障害者自立支援協議会委員の項を加える。

ア 報酬 日額 5,000 円

イ 費用弁償 一般職の職務にある者の旅費相当額

(2) 保育園嘱託医、保育園歯科医、幼稚園嘱託医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の報酬額を学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬額と同等に改める。

(3) 公民館運営審議会委員を交流プラザ運営協議会委員に改め、三隅農業者トレーニングセンター運営協議会委員及び日置農村環境改善センター運営委員会委員の項を削る。

ア 報酬 日額 5,000 円

イ 費用弁償 一般職の職務にある者の旅費相当額

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告(令和6年8月8日付け)等を踏まえ、一般職の職員の給与について所要の改正をするもの。

2 改正の内容

(1) 給料表の切替えについて(別表第1)

令和7年4月1日から、給料表の3級以上で、各級の初号付近の号給を削除等し、各級の初号の給料月額を引き上げるなど、新給料表に切替える。

※切替前後の給料月額に変更が生じないよう「附則別表」を定める。

(2) その他諸手当の見直しについて

ア 扶養手当(第9条関係)

配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応し、子を有する職員に対する生計費の補填を充実させる目的で、配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子に係る手当を引上げるよう勧告があったことから国に準じて改正する。

扶養親族	現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	廃止
子	10,000円	11,500円	13,000円

イ 通勤手当(第10条の6関係)

通勤手当の手当額の支給限度額を15万円に引上げ、新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給可能とするよう勧告があり、また、採用時から新幹線等に係る通勤手当や単身赴任手当の支給を可能とし、育児、介護等の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能とするよう勧告があったことから国に準じて改正する。

現行	在来線運賃相当額(上限5.5千円)
改正後	在来線運賃相当額+新幹線特急料金相当額(上限150千円)

ウ 管理職手当(第18条関係)

業務負担が増加している管理・監督職員の職責に見合う額の支給が可能となるよう支給上限額の範囲を引き上げる。

エ 管理職員特別勤務手当（第 18 条の 2 関係）

勤務実態に応じた適切な処遇を確保する目的で、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するよう勧告があったことから国に準じて改正する。

支給対象	現行	見直し後
時間	午前 0 時～午前 5 時	午後 10 時～午前 5 時

オ 再任用職員の住居手当（第 23 条の 3 及び附則第 5 項関係）

定年前提再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を新たに支給するよう勧告があったことから国に準じて改正する。

※手当の支給要件及び支給額等は一般の職員と同様。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

長門市一般職の職員給与に関する条例新旧対照表

改正後

現行

別表第 1(第 4 条関係)

給料表

職員の区分	職務の級 ／ 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
定年	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300							
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200							
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100							
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900							
前再任用	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700							
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500							
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300							
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100							
短時間勤務職員	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700							
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200							
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700							
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200							
職員以外	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700							
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000							
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300							
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500							
職員	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700							
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000							
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300							

別表第 1(第 4 条関係)

給料表

職員の区分	職務の級 ／ 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
定年	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400							
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000							
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300							
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500							
前再任用	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400							
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700							
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800							
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800							
短時間勤務職員	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800							
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100							
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300							
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500							
職員以外	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700							
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000							
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200							
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500							
職員	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300							
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200							
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100							

20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	

47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	

74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			

101	301,600	351,500	301,600	349,800	101	301,600	349,800
102	301,900	351,900	301,900	350,200	102	301,900	350,200
103	302,200	352,300	302,200	350,600	103	302,200	350,600
104	302,500	352,700	302,500	351,000	104	302,500	351,000
105	302,700	353,200	302,700	351,500	105	302,700	351,500
106	303,000	353,600	303,000	351,900	106	303,000	351,900
107	303,300	353,900	303,300	352,300	107	303,300	352,300
108	303,600	354,200	303,600	352,700	108	303,600	352,700
109	303,800	354,700	303,800	353,200	109	303,800	353,200
110	304,200		304,200	353,600	110	304,200	353,600
111	304,600		304,600	353,900	111	304,600	353,900
112	304,900		304,900	354,200	112	304,900	354,200
113	305,100		305,100	354,700	113	305,100	354,700
114	305,300		305,300		114	305,300	
115	305,600		305,600		115	305,600	
116	306,000		306,000		116	306,000	
117	306,200		306,200		117	306,200	
118	306,400		306,400		118	306,400	
119	306,700		306,700		119	306,700	
120	307,000		307,000		120	307,000	
121	307,400		307,400		121	307,400	
122	307,600		307,600		122	307,600	
123	307,900		307,900		123	307,900	
124	308,200		308,200		124	308,200	
125	308,500		308,500		125	308,500	
定年前	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700
定年前	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

救助活動等に対する手当について、国家公務員においては人事院規則 9－30（特殊勤務手当）（昭和 35 年人事院規則 9－30）第 19 条の規定により異常な自然現象や大規模な事故により重大な災害が発生した場所における救助活動等に対して災害応急作業等手当が支給されており、警察職員にも、各団体の条例に基づき特殊勤務手当として同種の手当が支給されているところ。

一方で、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する特殊勤務手当は、消防本部によって支給状況が様々であることから、類似の活動に従事している国家公務員や警察職員との待遇面での均衡を図るとともに、緊急消防援助隊は他の地方公共団体に属する職員とともに部隊を構成する性格を考慮し、緊急消防援助隊として出動した場合の手当の支給について、適切に対応するよう総務省消防庁から通知があり、新たに緊急消防援助隊として出動した場合を要件に支給する手当の創設をするため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

消防業務従事手当に、緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事した職員（1 日につき 2,160 円）を追加するもの（第 2 条関係）。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 その他

手当の財源は、緊急消防援助隊が消防庁長官の「指示」を受けて出動した場合は国庫負担となり、「求め」に応じて出動した場合は全国市町村振興協会の交付金等により負担される。

長門市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国家公務員等の旅費の支給に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等が改正され、令和 7 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 支給対象者の追加（第 2 条関係）

支給対象者に「旅行役務提供者」を加え、旅費相当額の支払いを可能とすることで、旅行代理店等を通じて出張を手配する際の旅行者の負担軽減を図る。

(2) 旅費種目及び支給方法等の見直し

① 鉄道賃（第 11 条関係）

- ・ 鉄道に加え、軌道を利用する場合の費用（実費）も鉄道賃として支給。
- ・ 座席指定料金は、これまでと同様に 200 キロメートル以上の場合に限り支給。

② 船賃、航空賃（第 12 条、第 13 条関係）

- ・ 利用する場合の費用（実費）を支給。※変更なし。

③ その他の交通費（旧車賃）（第 14 条関係）

- ・ 鉄道以外の陸路（バス等）で旅行する場合の費用（実費）を支給。
- ・ 自家用自動車を利用する場合は、これまでと同様に 1 キロメートルあたり 30 円の定額を支給。

④ 宿泊費（旧宿泊料）（第 15 条関係）

- ・ 旅行中の夜数に応じて定額から実費（上限あり）に変更。

※実費の上限額については、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）別表第 2 の宿泊費基準額を適用する。

《 宿泊費基準額抜粋 》

区分	東京都	大阪府	広島県	山口県	福岡県
特別職	27,000 円	18,000 円	18,000 円	11,000 円	25,000 円
一般職	19,000 円	13,000 円	13,000 円	8,000 円	18,000 円

⑤ 包括宿泊費（新設）（第 16 条関係）

- ・ 交通費と宿泊費がセットになったビジネスパックを利用した場合に実費を支給。

- ⑥宿泊手当（新設）（第 17 条関係）
 - ・ 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として定額を支給。
- ⑦転居費（旧移転料）（第 18 条関係）
 - ・ 赴任に伴う住所又は居所の移転を行う場合に、その費用を賄うための費用として、定額から実費額の支給に変更。
 - ・ 本人が家財の運送に関し、複数の業者から見積りを取り、最も安い業者の額とする。
- ⑧着後滞在費（旧着後手当）（第 19 条関係）
 - ・ 赴任の際、新居住地に到着してからの諸雑費として、宿泊費（実費）と宿泊手当定額の 5 日分を上限に支給。
- ⑨家族移転費（旧扶養親族移転料）（第 20 条関係）
 - ・ 赴任に伴い住所又は居所を移転する場合に、家族を移転するのに要する費用として、交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費を支給。
 - ・ 同一生計の同居家族であることが条件。
- ⑩廃止となるもの
 - ・ 日当（昼食代及び交通雑費）
 - ・ 食卓料（船泊、機内泊で別途食費が必要な場合）

（3）旅費の適正な支出の確保（第 27 条関係）

旅行者又は旅行役務提供者が、旅費に関する条例又は規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費相当額の支払いを受けた場合に返納させることができるよう規定。さらには、旅行者に対し、給与等から当該旅費に相当する金額を差し引くことができる旨も規定。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

※転居費、着後滞在費、家族移転費の規定は令和 7 年 6 月 1 日に施行。

4 その他

日当が廃止となったことから、日当の支給について規定があった、長門市報酬及び費用弁償条例（平成 17 年長門市条例第 45 号）及び長門市実費弁償条例（平成 17 年長門市条例第 46 号）を附則で一部改正する。

長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 26 号)の公布に伴い、国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)が改正され、令和 7 年 4 月 1 日施行予定とされている。地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)においては、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、本市においても国家公務員の措置に準じ、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 就業促進手当の所要の見直し(第10条関係)

・就業手当が廃止されることに伴い、就業促進手当に関する引用を改正するもの。

(2) 暫定措置の延長(第10条関係)

・雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例及び地域延長給付の暫定措置を令和 8 年度末まで継続するもの。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

本年4月1日から山口県において運用開始予定の宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に関する事務の一部が県から市に権限移譲されることに伴い、本法律に基づく許可工事の中間検査に係る事務を実施する際の手数料を新たに定めるため、並びに、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）により改正された建築基準法及び建築物省エネ法が全面施行（令和7年4月1日）されることに伴う改正等の内容に対応した手数料を定めるため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 別表（第2条関係）（その3）に盛土規制法に関する工事に係る中間検査申請手数料を追加

ア 対象工事 都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる宅地造成工事又は特定盛土等に関する工事で、工事面積が3,000㎡以上10,000㎡未満のもの

イ 手数料 中間検査の申請1件につき5,200円

(2) 別表（第2条関係）（その4）のうち、以下の部分を改正する。

ア 建築物等の確認に関する事務の金額改定

イ 建築物等の完了検査に関する事務の金額改定

ウ 建築物等の中間検査に関する事務の金額改定

エ 建築物等の仮使用に係る認定に関する事務の追加

オ 建築物等の許可に関する事務の金額改定

カ 建築物等の認定に関する事務の金額改定

キ 低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務の金額改定

ク 建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する事務の追加

ケ 建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の金額改定

コ 建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務のうち「建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料」を削除

3 施行期日

令和7年4月1日

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

本条例で定めている放課後児童支援員の資格要件に関し、附則にて当該資格要件の緩和として設けていた経過措置が令和 7 年 3 月 31 日で満了することとなるが、引き続き放課後児童支援員の安定的な確保に資するよう所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 第 7 条

「相談援助業務」を「児童福祉事業」に改める。

(2) 第 10 条第 3 項各号列記以外

「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長」を、「研修を修了したもの」の次に「(放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から起算して 2 年を経過する日までに修了することを予定している者を含む。)」を加える。

(3) 第 10 条第 3 項第 3 号

「相談援助業務」を「児童福祉事業」に改める。

(4) 第 10 条第 3 項第 5 号

「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号。以下「第 14 次地方分権一括法」という。）の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働省令第 164 号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

第 14 次地方分権一括法による栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の改正により、管理栄養士養成施設の卒業生は、栄養士でなくとも、管理栄養士国家試験を受けることができるとされたことに伴い、栄養士を対象とする規定について、栄養士でない管理栄養士も対象となるよう所要の改正が行われたことから本条例の関係条文（第 151 条）の一部を改正する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

長門市立学校条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

保護者等と協議を重ねてきた通小学校及び神田小学校について、令和 8 年 4 月 1 日にそれぞれ仙崎小学校及び日置小学校に統合することで合意に至ったことから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

別表長門市立通小学校の項及び長門市立神田小学校の項を削る。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

長門市水道給水条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、水道法施行令及び水道法施行規則の改正により令和 7 年 4 月 1 日から布設工事監督者並びに水道技術管理者の資格が緩和されるため、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

学歴及び学科要件における過程の追加や、技術上の実務経験年数の見直し等を行うもの。

3 参考法令

(1) 布設工事監督者（水道法第 12 条第 1 項）

水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

(2) 水道技術管理者（水道法第 19 条第 1 項）

水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

長門市消防機関設置条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

長門市西消防署の老朽化による建替え及び機能移転に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

長門市西消防署建替え及び機能移転に伴う所在地番の変更（第 4 条関係）

【改正前】長門市油谷河原 1056 番 3

【改正後】長門市油谷河原 566 番地 7

3 施行期日

この条例は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

長門市草地条例を廃止する条例

1 廃止の趣旨

長門市草地条例は、肉用牛の飼育のための粗飼料の生産を行い、もって畜産の振興を図るために、草地の設置、及びその利用に関して定めたもの。

長門市畜産振興計画に基づく畜産団地の整備に伴い事業の用に供する市有草地、及び、利用のない市有草地について、用途を廃するために条例を廃止しようとするもの。

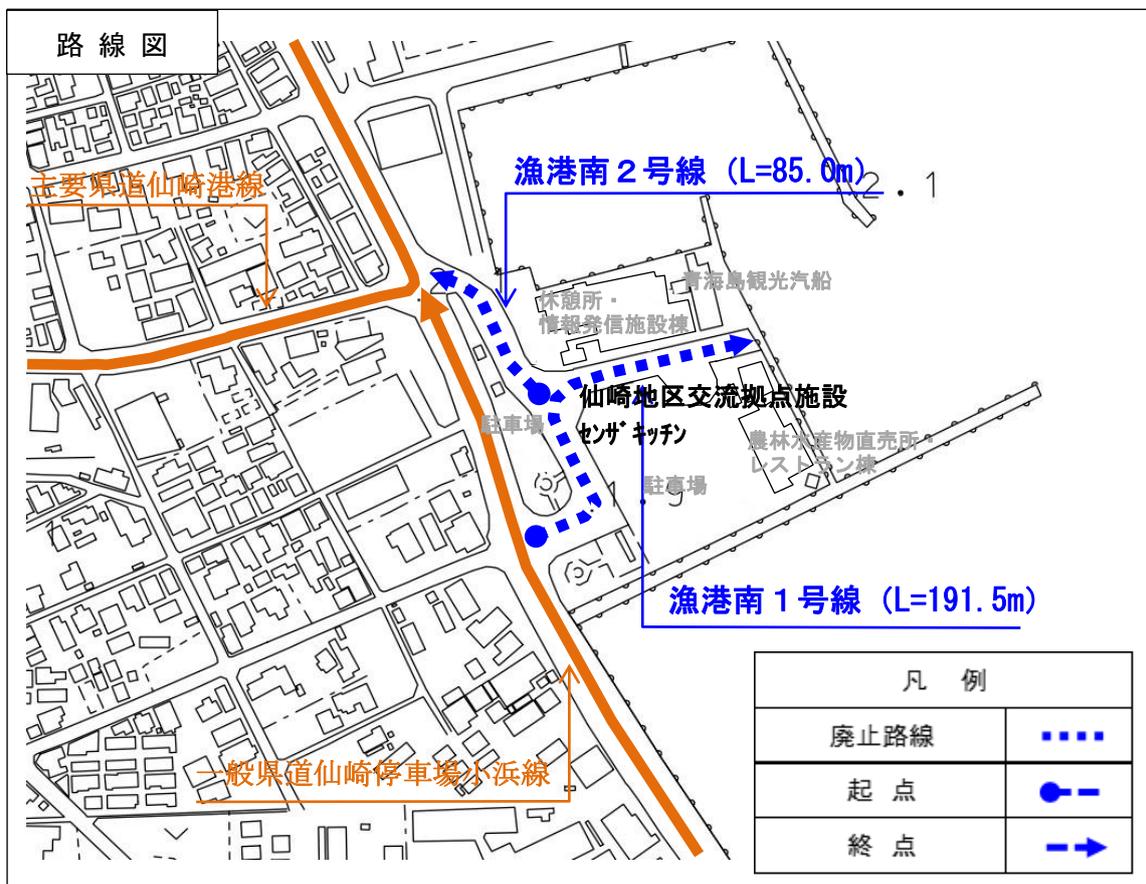
2 施行期日

公布の日から施行する。

市道路線の廃止について

1 路線名及び起終点

路線名	廃止路線		摘要
	起点	終点	
漁港南 1 号線	仙崎字漁港南 4297 番 1 地先	仙崎字漁港南 4297 番 2 地先	
漁港南 2 号線	仙崎字漁港南 4297 番 6 地先	仙崎字漁港南 4297 番 10 地先	



2 路線廃止の概要・理由

市道漁港南 1 号線及び漁港南 2 号線は、県道と仙崎地区交流拠点施設「センザキッチン」内各施設等とを相互に連絡する道路であり、拠点施設敷地を分断している状態にある。本件は、これらを道路法の適用を受けない道路とすることで、道路空間や道路用地を柔軟かつ効果的に利用しやすくし、交流拠点施設全体の機能向上につなげていくために行うもの。

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

1 趣旨

田布施・平生水道企業団の解散に伴い、令和7年3月 31 日限り山口県市町総合事務組合から田布施・平生水道企業団を脱退させ、並びに令和7年4月1日から、山口県市町総合事務組合規約(平成 18 年指令平 18 市町第 815 号)第3条第6号に規定する事務を共同処理する団体に下関市を加え、同条第8号に規定する事務を共同処理する団体に柳井地域広域水道企業団を加え、及び同条第9号に規定する事務を共同処理する団体に山口市を加え、並びにこれに伴い同組合規約を以下のとおり変更することについて地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 改正の内容

規約別表第 1 中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第 2 の 6 の項中「宇部市」を「下関市 (別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、宇部市」に改め、「、田布施・平生水道企業団」を削り、同表の 8 の項中「周南東部環境施設組合」の次に「、柳井地域広域水道企業団 (別表第 4 に規定する事務に限る。)」を加え、同表の 9 の項中「萩市」を「山口市、萩市」に改め、同表の 11 の項中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第 3 中

「

団体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員

」

を

「

団体	対象とする非常勤の職員
下関市	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員
宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員

」

に改める。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4 第 3 条第 8 号に規定する事務のうち対象とする事務（第 3 条関係）

団体	対象とする事務
柳井地域広域水道 企業団	地方公務員法第 3 章第 6 節の 2 に規定する退職管理に関する事務

※詳細は、別紙「山口県市町総合事務組合同規約新旧対照表」を参照してください。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

山口県市町総合事務組合格約 新旧対照表

新		旧	
別表第 1 組合を組織する地方公共団体(第 2 条関係)		別表第 1 組合を組織する地方公共団体(第 2 条関係)	
山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合_____、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合		山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、 <u>田布施・平生水道企業団</u> 、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合	
別表第 2 組合の共同処理する事務と地方公共団体 (第 3 条関係)		別表第 2 組合の共同処理する事務と地方公共団体 (第 3 条関係)	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)
4 (略)	(略)	4 (略)	(略)
5 (略)	(略)	5 (略)	(略)
6 第 3 条第 6 号に規定する事務	下関市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、宇部市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合_____、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期	6 第 3 条第 6 号に規定する事務	_____ 宇部市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、 <u>田布施・平生水道企業団</u> 、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期

高齢者医療広域連合		高齢者医療広域連合	
7 (略)	(略)	7 (略)	(略)
8 第3条 第8号に 規定する 事務	宇部市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、周南東部環境施設組合、 <u>柳井地域広域水道企業団</u> (別表第4に規定する事務に限る。)、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合	8 第3条 第8号に 規定する 事務	宇部市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、周南東部環境施設組合_____、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合
9 第3条 第9号に 規定する 事務	山口市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	9 第3条 第9号に 規定する 事務	_____萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
10 (略)	(略)	10 (略)	(略)
11 第3条 第11号に 規定する 事務	山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合_____、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合	11 第3条 第11号に 規定する 事務	山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、 <u>田布施・平生水道企業団</u> 、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合
別表第3 第3条第6号に規定する事務の対象とする非常勤の職員(第3条関係)		別表第3 第3条第6号に規定する事務の対象とする非常勤の職員(第3条関係)	
団 体	対象とする非常勤の職員	団 体	対象とする非常勤の職員
下関市	<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>	(新設)	

宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員	宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員
山口市	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員	山口市	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員
山陽小野田市	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員	山陽小野田市	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員
別表第 4 第 3 条第 8 号に規定する事務のうち対象とする事務(第 3 条関係)		(新設)	
団 体	対象とする事務		
柳井地域 広域水道 企業団	地方公務員法第 3 章第 6 節の 2 に規定する退職管理に関する事務		

人権擁護委員候補者の推薦について

1 設置の趣旨等

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とし、各市町村に配置されるもの。選任にあたっては、市長が市議会の意見を聞いた上で候補者を法務大臣に推薦し、法務大臣が委員を委嘱する。

2 提案の理由

本市の人権擁護委員である^{ふかみずかずお}深水一男氏、^{なかはらやすひろ}中原康博氏、^{はやかわかずこ}早川和子氏、^{いりえよしえ}入江佳江氏の任期が令和7年6月30日付けをもって満了することに伴い、後任の委員候補者を推薦することについて市議会の意見を求めるもの。

3 候補者の氏名・住所・略歴等

(1) 議案第 31 号

住 所 [REDACTED]
氏 名 倉本 優善 (くらもと ゆうぜん)
生年月日 [REDACTED]
略 歴
[REDACTED]
新任・再任の別 新任

(2) 議案第 32 号

住 所 [REDACTED]
氏 名 緒方 栄作 (おがた えいさく)
生年月日 [REDACTED]
略 歴
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
新任・再任の別 新任

(個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(3) 議案第 33 号

住 所 [REDACTED]
氏 名 石本 徹 (いしもと とおる)
生年月日 [REDACTED]
略 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
新任・再任の別 新任

(4) 議案第 34 号

住 所 [REDACTED]
氏 名 入江 佳江 (いりえ よしえ)
生年月日 [REDACTED]
略 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
新任・再任の別 再任

4 委員の任期

令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日 (3 年間)

(個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

長門市教育委員会教育長の任命について

1 提案の理由

伊藤充哉教育委員会教育長の任期が令和 7 年 3 月 31 日に満了となるが、引き続き伊藤充哉氏を教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。

2 候補者の氏名・住所

氏 名 伊藤 充哉（いとう みつや）
住 所 XXXXXXXXXX

3 候補者の略歴

平成 27 年 4 月	長門市教育委員会学校教育課	主幹
平成 28 年 4 月	下関市立勝山小学校	校長
平成 30 年 4 月	長門市教育委員会学校教育課	課長
令和 3 年 4 月	長門市教育委員会	教育長

4 候補者の任期

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日（3 年間）

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

長門市教育委員会委員の任命について

1 提案の理由

阿波ひろみ教育委員会委員の任期が令和 7 年 5 月 18 日に満了となるが、引き続き阿波ひろみ氏を委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。

2 候補者の氏名・住所

氏名 阿波 ひろみ（あわ ひろみ）
住所 [REDACTED]

3 候補者の略歴

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

4 候補者の委員任期

令和 7 年 5 月 19 日から令和 11 年 5 月 18 日（4 年間）

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）